

平成 24 年度重点分野雇用創出事業
「現任介護職員等研修支援事業」実施要領

香川県健康福祉部長寿社会対策課

介護人材グループ

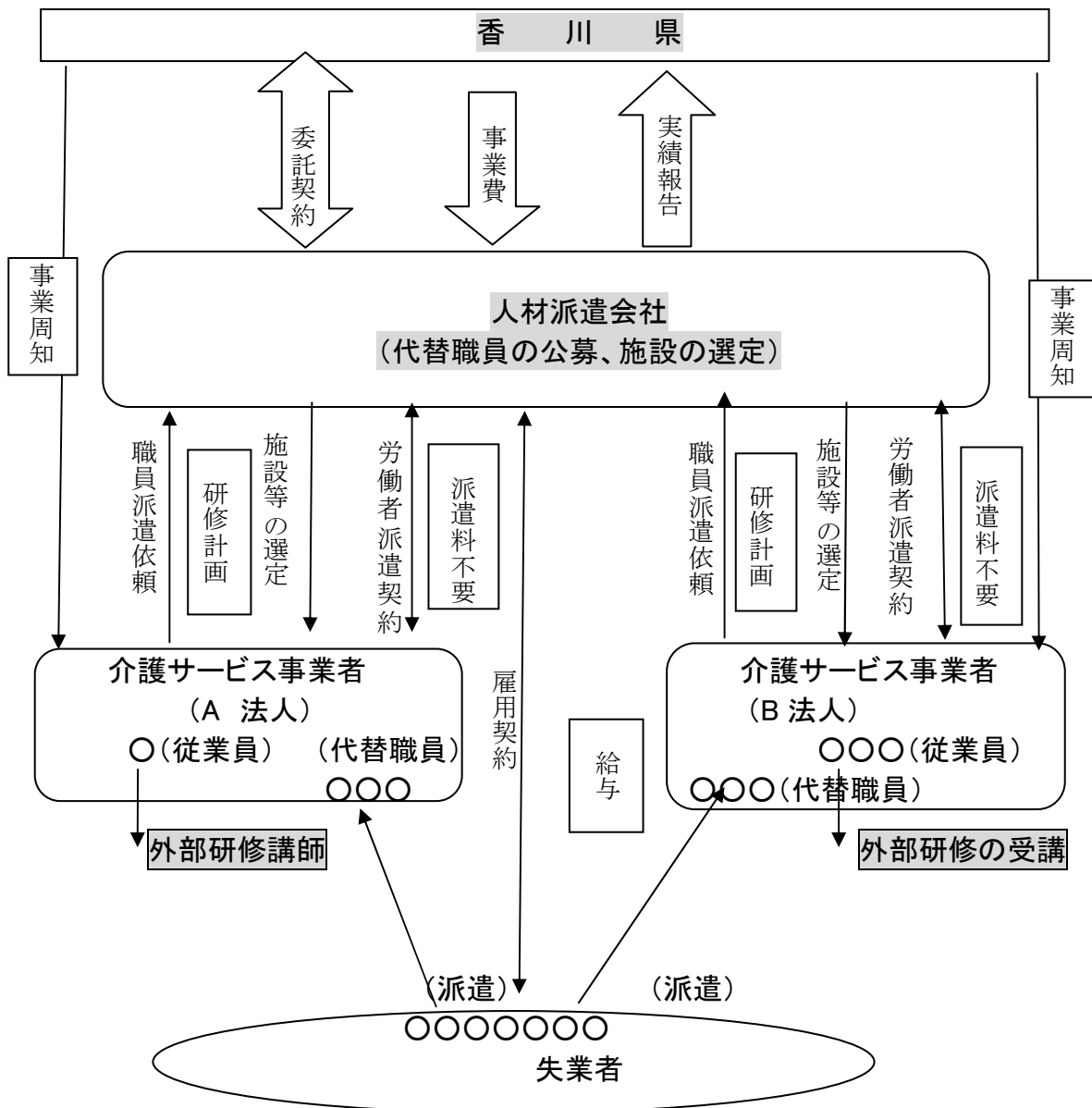
平成 24 年 5 月 9 日（水）

平成 24 年度重点分野雇用創出事業 「現任介護職員等研修支援事業」実施要領

1 事業の目的

介護の職場における介護職員等（介護及び福祉サービスに従事する職員）の資質向上等を図るとともに、地域におけるさらなる雇用創出を図る観点から、県の予算の範囲内において、介護職員等を研修に派遣する場合に必要な代替職員を人材派遣会社からの派遣等により行い、もって、介護職員等の資質向上を図ることを目的として、重点分野雇用創出事業「現任介護職員等研修支援事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

2 事業の概要



3 事業の実施期間

代替職員の派遣の実施期間は、平成24年6月1日から、平成25年3月31日までとする。

なお、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という。）の改正により、30日以内の派遣が原則禁止になることに伴い、30日を越える派遣予定となる研修計画を作成すること。

4 事業の実施主体

事業の実施主体は、香川県とし、人材派遣株式会社（株式会社ツクイ）に業務委託して、実施するものとする。

5 事業の対象事業所等

- (1) 県又は市町から、指定を受けた介護サービス事業所又は施設（以下「事業所等」という。）で、その者が現に雇用する介護職員等（以下「現任介護職員等」という。）を、事業所等が策定する研修計画に基づき、研修等に参加させる場合に必要な代替職員の派遣を希望する事業所等
- (2) 外部機関等からの依頼に基づき、介護職員等の資質向上のための研修における講師として、現任介護職員等の派遣等を行う場合に必要な代替職員を雇用しようとする事業所等
- (3) インドネシア又はフィリピンとの経済協定による介護福祉士候補者を受け入れた事業所で、当該介護福祉士候補者に研修計画に基づき、外部の日本語研修等を受講させる場合に必要な代替職員の派遣を希望する事業所

6 対象となる研修

- (1) 事業の対象となる研修については、介護職員等の資質向上を図ることを目的とする次の研修で、県が適当と認める研修とする。
 - ① 介護職員基礎研修、訪問介護員研修、ユニットケアリーダー研修
 - ② 認知症介護実践研修
 - ③ 介護支援専門員に係る研修
 - ④ 介護福祉士国家試験受験対策講座
 - ⑤ 介護職員等によるたんの吸引当の実施のための研修
 - ⑥ 県内の各市町が実施する介護従事者向けの研修
 - ⑦ 県老協、県老健協、（財）かがわ健康福祉機構が実施する介護従事者向けの研修
 - ⑧ 県・地方公共団体・学校から要請を受けて、介護の仕事のPR活動を行う講師
 - ⑨ その他介護職員等の資質向上に有益であると県が判断する研修
- (2) 研修の行われる場所は、日本国内とし、研修の実施主体については、国、県、地方公共団体、民間団体等とする。
- (3) 当該事業所等が雇用している介護職員等を対象に、当該事業所内で行われる職場研修は、この研修に含まれないものとする。

7 研修計画の作成等

- (1) 本事業により、必要な代替職員の派遣を受けようとする事業者は、第1号様式により、次の項目を内容とする研修計画を作成しなければならない。

研修計画の主な内容

- ① 派遣しようとする（講師に従事する）研修の名称
- ② 派遣しようとする（講師に従事する）研修の内容及びその実施主体等

- ③ 派遣しようとする（講師に従事する）介護職員等の氏名及びその業務
 - ④ 必要となる代替職員の人数、勤務予定日数及びその業務
- なお、その研修内容や実施主体がわかる研修概要等を添付するものとする。
- (2) 研修計画の作成にあたっては、現任介護職員等が参加する研修ごとに作成するのではなく、事業所単位で一括して作成し、その研修計画の対象期間は、平成24年6月1日から25年3月31日までとする。
 - (3) 必要となる代替職員の勤務予定日数は、現任介護職員等が研修に参加する（講師に参加する）日数の合計を当該代替職員の日数の合計で除した数が4分の1以上であること（半日単位）。
 - (4) 対象となる介護職員等の職種については、原則として、介護職員及びサービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員、看護職員等のうち、介護業務に従事する職員とする。なお、介護業務に従事しない事務職員等は含まれないものとする。
 - (5) 研修計画は、当該事業所等が作成し、派遣会社に、その計画を提出し、承認を受けなければならない。
 - (6) 代替職員が従事する業務は、研修に派遣する現任介護職員が現に従事する業務も含め、当該事業所における介護に関する業務とする。
 - (7) 代替職員の派遣期間中に、原則として、派遣しようとする（講師に従事する）現任介護職員等の研修期間が含まれていること。
 - (8) 当該事業所等は、その研修計画に記載された研修を当該職員が修了した場合には、研修終了後、原則として1週間以内に、その修了証書の写し等を派遣会社に提出しなければならない。
 - (9) (8)の修了証書の写し等の提出がない場合又は研修計画に記載された研修を当該職員が修了しない場合には、派遣契約の解約を行うとともに、当該事業所等の承認決定を取り消すものとする。この場合の派遣費用については事業の対象としない。

8 代替職員の派遣申請

- (1) 本事業を申請しようとする事業所等は、原則として、平成24年5月末日までに、派遣会社に研修計画及び代替職員派遣申請書を提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 派遣会社は、原則として、平成24年6月末日までに、県と協議し、代替職員を派遣するのに適切な事業所等を逐次、決定し、その事業所等に承認通知を行う。
- (3) 事業所等の承認に当たっては、研修計画の内容について、当該事業所の介護職員の資質向上により効果があること、及び代替職員の常時雇用につながることなどの観点から県が策定するマニュアルに従って審査を行い、決定するものとする。
- (4) (3)により決定を行ったのち、予算に余裕がある場合には、追加の募集を行うものとし、その具体的な手順等については、その都度、県と派遣会社が協議して決定するものとする。
- (5) 承認を行ってから、派遣までの期間については、原則として1ヶ月程度、要するものとし、事業所等は、その期間を考慮し、派遣申請を行うこと。

9 代替職員の派遣

- (1) 派遣会社は、派遣申請の依頼を受けた事業所等に対して、個別訪問を行い、派遣要請に対し適切と考えられる離職失業者を事業所等に紹介する。この場合の派遣は紹介予定派遣ではなく登録型派遣である。
- (2) 派遣会社は、事業所等と離職失業者の間で合意を得られた場合には、第3号様式により事業所等に対して承認決定を行う。
- (3) 派遣会社は、派遣が決定した場合において、派遣先の事業所等との間で労働者派遣契約を締結するとともに、派遣が決定した労働者との間で雇用契約を締結する。

- (4) 派遣契約に伴う派遣料については、県が負担するものとする。
- (5) 派遣会社は、派遣が決定した場合において、第5号様式により、県長寿社会対策課長あて報告するものとする。
- (6) 本事業は特定の離職失業者を雇用する事業ではない。
- (7) 新規雇用する労働者の雇用・就業期間は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に抵触しない期間で、かつ、1年以内とし、更新は不可とする。ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とする。

なお、平成21年2月9日から、介護分野での緊急雇用創出事業で既に雇用された者にあつては、その雇用期間と本事業に係る雇用期間とをあわせて1年を超えないものとする。

10 代替職員の受け入れ等

- (1) 派遣会社は、会社が定めるところにしたがい派遣が決定した代替職員に、就業前研修を実施する。
- (2) 派遣会社は、代替職員の派遣開始後、就業フォロー等を実施する。

11 留意事項

- (1) 本事業は、香川県の平成24年度予算の範囲内において実施するものとし、事業の実施期間内であっても、本事業を終了することがある。
- (2) 派遣期間終了後、引き続き派遣労働者を雇用しようとする事業所に対して、派遣会社は紹介手数料を請求することができない。

12 本事業の連絡先

本事業の連絡先は、次のとおりとする。

- (株) ツクイ 高松支店 担当 村中
- 〒760-0023 香川県高松市寿町1-1-8
- TEL 087-811-2262 FAX 087-811-2263